

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 京セラ株式会社 様 あて名 〒612-8501 日本国京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 09.10.2012	
出願人又は代理人 の書類記号 12P01831W0		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 6 9 4 1 6	国際出願日 (日.月.年) 31.07.2012	優先日 (日.月.年) 30.03.2012	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04R7/04(2006.01)i, H04M1/02(2006.01)i, H04R1/02(2006.01)i, H04R3/00(2006.01)i, H04R17/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 京セラ株式会社			
1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。			
見解書を作成した日 28.09.2012			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 渡邊 正宏 電話番号 03-3581-1101 内線 3591	
		5Z	4546

様式PCT/ISA/237 (表紙) (2009年7月)

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
- a. 提出手段
- 紙形式
- 電子形式
- b. 提出時期
- 出願時の国際出願に含まれていたもの
- この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
- 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-6	有 無
	請求項	1, 2	
進歩性 (IS)	請求項	3	有 無
	請求項	1, 2, 4-6	
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有 無
	請求項		

2. 文献及び説明

- 文献1：日本国実用新案登録出願54-6411号(日本国実用新案登録出願公開55-107796号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(ソニー株式会社)1980.07.28, 第1, 2図(ファミリーなし)
- 文献2：JP 2007-82009 A(埼玉日本電気株式会社)2007.03.29, 全文, 全図(ファミリーなし)
- 文献3：JP 2002-330496 A(株式会社ケンウッド)2002.11.15, 全文, 全図(ファミリーなし)

請求項1、2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性、進歩性を有しない。

文献1には、支持部材13に支持された振動板3と前記振動板に金属板2を介して取り付けられた圧電セラミック1を有する電気-機械変換装置が記載されていると認められる。

そして、前記振動板上における前記圧電セラミックの長手方向に対向する前記振動板の縁部との間隔が、前記振動板上における前記圧電セラミックの短手方向に対向する前記振動板の縁部との間隔より大きいことは、第1図より明らかである。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3に対して新規性、進歩性を有する。

文献1には、当該第1の間隔をd1とし、当該第2の間隔をd2とすると、 $d1/d2 \geq 1.5$ の関係が成り立つことが記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。

請求項4、5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。

当該振動板状の振幅の分布をどのようにするかは、当業者が所望の特性を得るために最適なものを適宜選択するという設計的事項であると認められる。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、2 より進歩性を有しない。

文献 2 には、平板状のパネル 14 と前記パネルに貼付した振動素子 16 を有するパネルスピーカ 10 と、前記振動素子を駆動する駆動回路を有する基板 20 と、LCD 24 と、を備えた携帯電話機が記載されていると認められる。